

志學館大学女子学生寮・学生シェアルーム規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、志學館大学女子学生寮及び学生シェアルーム（以下「学生寮等」という。）の管理運営に必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 学生寮等は、本学の教育方針に基づき、学生の起居・休養・勉学の間であるとともに、規律的共同生活を通じて心身共に健全な人間形成に資するための施設とする。

(入寮・入室願)

第3条 学生寮等に入寮・入室（以下「入寮等」という。）を希望する者は、所定の入寮等の願を本学学務課に提出しなければならない。

(入寮等の許可)

第4条 入寮等の許可は、入寮等を願い出た者について学務委員会で選考の上、学長が許可する。

(入寮等の手続)

第5条 入寮等を許可された者（以下「寮生等」という。）は、指定された期日までに所定の入寮等の誓約書を提出するとともに、入寮費・入室費（以下「入寮費等」という。）及び寮費・室料（以下「寮費等」という。）等を納入しなければならない。

(入寮費等、寮費等及び食費・水光熱費)

第6条 入寮費等の金額等については、別表1に定める。

- 2 既納の入寮費等は返却しない。ただし、入学前に入寮等を辞退した場合に限り返却する。
- 3 休寮期間が長期間に及ぶ場合は、寮費等及び食費・水光熱費（以下「食費等」という。）に限り返却するものとし、返却方法・返却金額については、別に定める。

(在寮・在室期間)

第7条 寮生等の在寮・在室（以下「在寮等」という。）期間は、大学院学生の場合は2年間、学士課程学生の場合は4年間とする。ただし、修学上止むを得ないと認められる場合は、空室状況等を考慮し、在寮等期間の延長を認めることができる。

- 2 入寮等したものは、特別の事情がない限り1年間は在寮等するものとする。

(施設保全及び弁償義務等)

第8条 寮生等は施設の清潔美化に努め、正常な状態を保持することに留意しなければならない。

- 2 寮内・ルーム内での飲酒、喫煙は禁止する。
- 3 施設・設備・備品等を滅失又は破損したときは、速やかに寮生は寮監、ルーム生は大学学務課に届出のうえ、原状に復し、又はその費用を弁償しなければならない。
- 4 居室における火器及び電熱器具類（許可された物以外）の使用は、禁止する。
- 5 施設・設備等の異常に気づいた場合は、直ちに寮生は寮監、ルーム生は学園本部企画管財部に連絡するものとする。

(退寮・退室手続及び退寮・退室処置)

第9条 やむを得ない事情で退寮・退室（以下「退寮等」という。）する者は、事前に寮生は寮監、ルーム生は本学学務課に申し出た後、退寮等願を本学学務課に提出し、承認を受けなければならない。

2 退寮等の日が学期の中途の場合にあっても、その学期に属する寮費等は納入しなければならない。

3 寮生等が次の各号のいずれかに該当するときは、退寮等を命ずることがある。

(1) 学則又は学生寮等の規程等を守らず、学生寮等での生活に不相当と認められるとき。

(2) 寮費等、食費等の納入を怠ったとき。

(3) 疾病その他の理由で、保健衛生上共同生活に適さないと認められるとき。

(4) 休学・退学（除籍を含む。）又は停学を命ぜられたとき。

(5) 第7条第1項本文に定める最長在寮等期間を満了したとき。ただし、第7条第1項ただし書により延長を認められた場合は、この限りではない。

（寮生等以外の者の宿泊）

第10条 学生寮等には、原則として、寮生等以外の者は宿泊できない。

2 本学の学生で、次の各号のいずれかに該当する場合は、短期間の入寮を認めることがある。

(1) 災害の発生又は伝染病の流行等により、居住地からの通学が困難となったとき。

(2) 大学の都合で一時的に通学経路・時間の変更があり、入寮が合理的と認められるとき。

(3) その他の理由で、学長が短期間の入寮を認めたとき。

3 短期入寮時の寮費等及び食費等の納入方法及び納入期限については、別表2に定める。

（立ち入り検査について）

第11条 学生寮等について、必要があると認められた場合は、大学学務課による立ち入り検査を行うことができる。

（雑 則）

第12条 この規程の実施に関し、必要な事項は学長が別に定める。

附 則

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

2 志學館大学女子学生寮規程（平成23年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表1 第6条第1項関係

1 志學館大学女子学生寮（すみれ寮）

費目			金額	納入方法・納入期限
入寮費			40,000円	入寮時に納入する。
寮費 (前後期)	一人部屋	前期	47,500円	4月末日（新入生は入学手続き時）までに納入する。
		後期	47,500円	10月末日までに納入する。
	二人部屋	前期	35,500円	4月末日（新入生は入学手続き時）までに納入する。
		後期	35,500円	10月末日までに納入する。
食費・水光熱費（毎月）			38,500円	毎月指定された日までに納入する。

2 学生シェアルーム

(1) アーバンシャトー加治屋

タイプ		入室費	4～9月 ルーム費	10～3月 ルーム費
四人部屋	A	32,500円	195,000円	195,000円
	B	32,500円	195,000円	195,000円
	C	32,500円	195,000円	195,000円
	D	32,500円	195,000円	195,000円
三人部屋	A	38,500円	231,000円	231,000円
	B	39,500円	237,000円	237,000円
	C	39,500円	237,000円	237,000円
納入方法・納入期限		入室時に納入する。	4月末日（新入生は入学手続き時）までに納入する。	10月末日までに納入する。

(2) NKビル

タイプ		入室費	4～9月 ルーム費	10～3月 ルーム費
四人部屋	A	38,000円	228,000円	228,000円
	B	38,000円	228,000円	228,000円
	C	37,000円	222,000円	222,000円
	D	36,000円	216,000円	216,000円
三人部屋	A	40,000円	240,000円	240,000円
	B	39,000円	234,000円	234,000円
	C	39,500円	237,000円	237,000円

納入方法・納入期限	入室時に納入する。	4月末日（新入生は入学手続き時）までに納入する。	10月末日までに納入する。
-----------	-----------	--------------------------	---------------

別表2 第10条第3項関係

1 短期間の寮費・室料及び食費・水光熱費（日額）

施設名称	タイプ	入寮費・入室費	寮費・室料	食費・水光熱費
すみれ寮	一人部屋	徴収しない。	800円	1,500円
	二人部屋	徴収しない。	600円	1,500円
シェアルーム		徴収しない。	年間納入ルーム費を365日で除した金額（円未満切り捨て）	徴収しない。
入居・退去日		該当なし。	入居・退去日は半額とする（円未満切り捨て）。	
納入方法・納入期限		該当なし。	退寮・退室後速やかに納入する。	